

健康管理

1 保健室

保健室は1号館2階にあります。キャンパス内でのケガや急病などの場合に、応急手当や医療機関の紹介を行っています。

健康でより充実した学生生活の支援のために、学校医や看護師、カウンセラーが相談に応じています。不調や心配事は一人で抱えず気軽に立ち寄ってください。

■定期健康診断

疾病の早期発見と治療により、安心して勉学やクラブ活動に専念できるように、学校保健安全法の定めにより必ず受けなければなりません。

診断の結果、異常がある場合は再検査を行い、状態によっては医療機関の紹介や保健指導を行います。やむを得ない理由により、定期健康診断を受ける事ができなかった場合は、保健室に相談に来てください。

■健康診断証明書

就職活動、実習、進学、奨学金申請などで健康診断結果の証明が必要な場合は自動発行機で発行可能です。なお、定期健康診断を受けていない学生や再検査が終了していない学生は発行することができません。

■一人暮らしと学生生活の準備

○健康保険証

思わぬ病気やケガに備えて健康保険証を携帯しましょう。親元を離れて一人暮らしを始める学生で、個人専用でない場合は、遠隔地被保険者証の交付を受けてください。

○体温計、常備薬の用意

健康管理・感染症予防、また急な体調不良などに備え、体温計や常備薬（解熱鎮痛剤・総合感冒薬・胃腸薬）、救急絆創膏、冷却シート、マスク、爪切りなど常備しましょう。保健室では基本的に薬を渡すことはできません。必要な薬は常に携帯しておきましょう。友人間での薬の授受は副作用の危険があるためやめましょう。

○持病がある学生は今後の方針を決めましょう

一人暮らしを始める学生は、今までどおり地元で治療を続けるか、大学近隣の医療機関に移るかを主治医と相談して決めましょう。医療機関に移る場合は、主治医に希望を伝えた上で「診療情報提供書（紹介状）」を書いていただくと良いでしょう。地元で治療を続ける学生は、大学近隣にもかかりつけ医を持ち、不調時に備えましょう。治療上、学内で自己注射等を行う学生は保健室を利用してください。また、身体の病気だけでなく、心の不調や発達障がいについても相談してください。医師より大学生活において生活制限が必要とされている場合には、病状や生活制限の内容を記した医師からの「診断書」を保健室に提出してください。

■障がいのある学生へ

身体障がい・発達障がい・精神障がい・その他の心身の機能の障がいや慢性的な内部疾患などの理由により、修学や学生生活を送る上で支障を感じたり、困っている事、相談したい事がありましたら申し出てください。障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳などを交付されている学生は、保健室に報告してください。また、障害者手帳の有無にかかわらず障がいや病気により支援が必要な学生も相談してください。

■学校医の在室

日時：毎週木曜日 10：00 ～ 12：00

校医：後藤田 明恵 医師

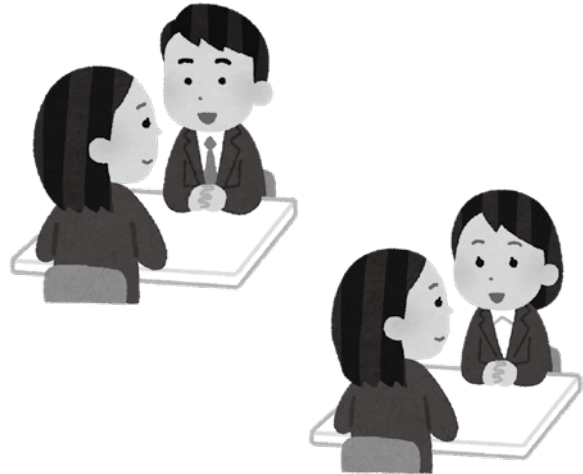
2 学生相談室

学生相談室は2号館3階にあります。

これから始まる学生生活の中では、さまざまな問題や悩みに直面することがあると思います。

例えば

- ・ 学校が面白くない
- ・ 夜眠れない
- ・ 勉強が思うようにいかない
- ・ クラブをやめたい
- ・ 先輩との人間関係で悩んでいる
- ・ 最近どうも気持ちが落ち込んで…
- ・ なんとなくモヤモヤする
- ・ 自分の将来や生き方について考えたい etc



修学上の諸問題をはじめ、対人関係・課外活動・心理的な悩み・経済的な事・卒業後の進路・健康上の問題・発達障がい・デートDV（恋人同士の間での暴力）等々について、カウンセラーがあなたと共に考え手助けします。こんな事で相談しても良いのだろうか…と思わずに、早めに対応することが大切です。気軽に話に来てください。個人のプライバシーは守ります。学生に関して心配や不安なことがある保護者の方もご利用ください。電話による相談やお問い合わせにも応じています。

予約先は **オホーツクキャンパス 保健室**

電 話：0152-48-3817（平日9：00～17：00）

E-mail：medical@nodai.ac.jp

3 大学に連絡が必要な感染症について

大学は集団生活の場であり、感染症などが流行しやすい環境です。学校保健安全法で定められた感染症があり、これらの感染症と診断された学生は速やかに大学に連絡し、医師の許可がおりるまで、または出席停止期間が経過するまで自宅療養をしてください。

■ 感染症の種類と出席停止期間

	対象疾病	出席停止の期間
第1種	まれだが重大な感染症	
	エボラ出血熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS [サーズ]）、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	学校において流行を広げる可能性が高い感染症	
	・ <u>インフルエンザ</u> （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	・ <u>新型コロナウイルス</u> （COVID-19）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	・ <u>百日咳</u>	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・ <u>麻疹</u> （はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日間を経過するまで
	・ <u>流行性耳下腺炎</u> （おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・ <u>風疹</u> （三日ばしか）	発疹が消失するまで
	・ <u>水痘</u> （水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	・ 咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	・ <u>結核</u>	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
	・ 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	学校において流行を広げる可能性がある感染症	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 ・ ウイルス性肝炎 ・ <u>マイコプラズマ</u> 感染症 ・ 感染症胃腸炎（ <u>ウイルス性</u> ・ <u>細菌性</u> ）	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで

■大学への連絡方法

オホーツクキャンパス保健室（保健室不在時は学生教務課）

電話番号：①**0152-48-3817（保健室）**
②**0152-48-3813（学生教務課）**

利用時間：平日9:00～17:00

連絡内容：学科・学年・学籍番号・氏名・感染症の診断名・医師の診断日・欠席期間

■これらの感染症が治ったら

病院の医師により登校の許可がおりたら、証明となるもの（登校許可書または治癒証明書・診断書のいずれか1つ）*と学生証を持って保健室に来てください。欠席の取り扱いについて説明をします。当該期間における授業（試験）の欠席については、試験などの受験資格認定の際に配慮します。

*インフルエンザに関しては、診断されたとわかる検査結果・薬の説明書・領収書等と自宅療養中の毎日の体温の記録を持参することで証明となり、医師の証明書は不要です。

*新型コロナウイルスに関しては、診断されたとわかる検査結果（抗原検査キット含む：検査結果の写真※日時・本人のものとわかる記載）・診療明細・領収書等と健康管理表を持参することで証明となり、医師の証明書は不要です。

■ 予防接種について

感染症予防対策のため、4月の健康診断時に、学校で流行しやすい感染症について、以下のような既往歴、予防接種歴の調査をします。

また、農業実習に伴い、破傷風の予防接種歴についても調査します。

母子手帳などを元に家族の方に確認してください。医療機関の紹介も行っています。

疾 病 名	かかったことの有(年齢)無	予防接種歴と年齢
麻疹(はしか)	有 (才) or 無	2回の接種 有 (才) (才) or 無
風疹(三日はしか)	有 (才) or 無	
流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	有 (才) or 無	1回の接種 有 (才) or 無
水痘(水ぼうそう)	有 (才) or 無	
破傷風	—	2回の接種 有 (才) (才) or 無

次に該当する学生は医療機関と相談のうえ、予防接種を受ける事をお勧めします。

母子手帳の記録があると確実です。

○麻疹・風疹…過去にかかった事がなく、MR（麻疹・風疹混合）ワクチンの予防接種（2回）を受けていない場合。

○破傷風…破傷風が含まれる3種混合ワクチンと2種混合ワクチンを受けている22歳未満の学生の追加接種は不要ですが、農業実習などがある生物産業学部では十分な免疫を得るために追加接種（1回のみ）をお勧めします。追加接種については、入学後も相談のうえ受ける事が可能です。

*水痘・流行性耳下腺炎に関してもかかった事のない学生は、医療機関と相談のうえ、予防接種を受ける事をお勧めします。

ハラスメント防止

■ハラスメント防止について

本学ではセクシュアル・ハラスメントに代表されるハラスメント防止に取り組んでいます。オホーツクキャンパスでも相談員を配置していますので被害を受けたなら遠慮なく申し出てください。

(1) セクシュアル・ハラスメント

学生または教職員が意図するか否にかかわらず、性差別的または性的な言動によって、学生を不快にさせる行為。学生または教職員が利益もしくは不利益を与えることを利用して、または利益を与えることを代償として、相手に性的な誘いまたは要求をする行為。相手の意に反して行われる「性的嫌がらせ」の言動をいいます。

具体的には、

1. 個人的な性体験を聞く
 2. 異性にカラオケのデュエットを強要する
 3. 女性の胸、お尻、腰などを触れる
 4. 異性のいるところで卑猥な話をする
 5. 立場を利用して無理矢理食事にさそう
 6. ストーカー行為をする
- 等が、あげられます。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において、教員またはこれに準ずる者が、その地位または職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、相手によって差別したり、人格を否定したり、必要以上に厳しくしたりまた指導を放棄することにより、相手方の勉学・研究意欲や学習・研究環境を害する言動または行為。

※ (デートDV)

若い恋人間で、暴力を使って相手を思い通りにすることをデートDVといいます。具体的には下記のような種類があります。

1. 身体的暴力（殴る、ける、叩く 等）
2. 精神的暴力（バカにする、無視する、行動を制限する、つきまとう 等）
3. 性的暴力（無理に性行為をする、避妊に協力しない、性行為を人に話す 等）
4. 経済的暴力（お金を借りても返さない、バイトを制限する 等）

●加害者にならないためには

個人によって感じ方が異なるため、判断が難しい場合もありますが、自分の恋人、家族（親・兄弟・姉妹）が対象になった場合、不快に感じられるような言動はしないことが大切です。

●被害をうけたら

一人で悩まず、すぐ学内相談員に相談してください。個人のプライバシーは守ります。被害にあった状況は、できるだけ詳しく記録しておくことで客観的に判断できたり、事態解決に役立ちます。

ただし、故意に虚偽の言動をとったことが判明した場合には、学則に基づき処分の対象となります。

●それぞれのキャンパスごとに複数の相談員を置いています。相談員の氏名、学内連絡先は学生教務課で確認してください。

防災（災害時）について

充実した学校活動の基本は、安全・安心です。地震、火災、事故など、私たちの身の回りにはいつ起こるか分からない危険要因が多様に潜んでいます。決められた学内ルールをきちんと守り、有意義なキャンパスライフを送れるようにしましょう。

■火災を起こさないために

- キャンパス内は、全面禁煙です。
- 本学は実験実習が多く、研究室では多種多様な実験を行っています。危険物、化学物質を使用する場合は、担当教員の指導のもと、決められた方法、手順を守り十分注意して取り扱ってください。薬品類は、指定された保管場所に必ず戻してください。
- 本学の研究室内では、酸素、水素、窒素、一酸化炭素、アンモニアなど危険な多種多様な高圧ガスボンベが使用され、実験器具などに接続されています。転倒した場合などは、ボンベの接続部が外れることも予想されますので、ボンベの取り扱いには十分注意してください。

■火災が発生したら

- 早く周りの人たちに「火災」を知らせるため、大声で「火事だ〜！」と叫んで、他の人の協力を呼びかけてください。大きな声を出すということは、周りの人に火災を教えると同時に自分を落ち着かせる効果があります。
- 火災報知機（非常ベル）を押して、警報音を鳴動させてください。各校舎の廊下や通路に設置してあります。屋内消火栓の箱の上部には、非常ベルがありますので、火災などを発見した場合は、押して警報を鳴らしてください。直ぐに、警備員や設備担当者が駆けつけます。

■火災時の避難方法は

- 室内の火災の勢いが強く、身の危険を感じたら扉は閉めて避難してください。
- 煙の中を避難する時は、ハンカチなどで口や鼻を覆い姿勢を低くして、なるべく煙を吸わないようにしてください。
- 化学薬品は、容器の蓋を閉めて避難してください。
- 裸火は消し、ガスの元栓、電気器具の電源は切ってから避難してください。
- 高圧ガスボンベは、バルブを閉鎖してから避難してください。
- サイレンが鳴ったら、部屋から出て非常放送を聞いてください。
- 非常放送や教職員の指示に従って避難してください。

地震から身を守る

大地震から自分を守る

地震が発生したら

火・ガス・電気を消す	火の始末、ガスの元栓を閉め、電気器具の電源を切る。 安全な場所に避難し、出火があればその後消火活動をする。
かぶる、もぐる	頭部を覆い、イス、テーブル、机、ベッド、布団などにもぐる。
開ける、離れる	揺れが激しい場合は、閉じこめられないように、ドアや窓を開け、逃げる出口を確保する。落下・転倒する物から離れる。

災害時の学内避難場所はグラウンドです

キャンパスにいるとき

- 揺れを感じたら実験を中止
- ガスの元栓OFF、電気器具の電源OFF
- 出口の確保
- 落下物・転倒物・飛散ガラスに注意
- 机の下にもぐる
- 野球場・グラウンド・広場に速やかに避難

キャンパス以外にいるとき

- 建物倒壊に注意
- 駅・電車内アナウンスに注意
- 地下鉄内・地下街では放送に注意
- 冷静に行動し、身勝手な言動はしない

避難するとき・避難したら

- 「あわてず」「騒がず」「落ち着いて」
- 余震に注意
- 「押さず」「走らず」「しゃべらず」
- パニックにならない
- 出入り口に殺到しない

火災が発生したら

- 速やかに通報…警備本部（室）へ…
- 初期消火 ● 逃げる

非常口と避難路の確認

- あわてないよう事前に通路や出口を確認
- 書棚・薬品庫などの転倒防止
- 障害物の排除

救護・救出

- 自分の存在を知らせる
- 救助・救護・捜索に協力
- 二次災害に注意
- 大声を出して助けを呼ぶ

帰宅するか 大学に残るか

- 帰宅の目安は20km以内
- 帰宅できない場合は大学か最寄の避難所へ
- 日頃から帰宅ルートの確認
- 親との連絡方法を決めておく

家族に安否を知らせる

※NTT災害伝言ダイヤル（171番：忘れてイナイ）の利用を家族と打ち合わせておく。
※携帯電話各社で提供する災害伝言板サービスの利用を家族で打ち合わせておく。

火災発生時の消火器の使い方

1 消火器を障害物にぶつけないよう注意しながら、火災の起きている場所近くの消火に安全な場所まで運ぶ。	2 安全ピンを指にかけ、上に引き抜く。 	3 ホースをはずして火元に向ける。 	4 レバーを強く握って噴射する。 	5 火の根元をねらい、手前からほうきで掃くように薬剤を放射する。
--	---	---	--	--

冬の生活における注意！

■水落とし（みずおとし）をしよう

水道管の凍結を防止するために、電気の力や重力を利用して水道水を地上部に残さないようにすることです。この作業についてはアパートの家主さんや管理人さんに必ず説明を受けましょう。帰省や旅行などで長期間（2日以上）アパートを空ける場合は必ず「水落とし」をしましょう。「水落とし」をやらなかったために、水道管を破裂させた場合は全面的に賃借人の責任となり、修理費用を負担しなければなりません。

■歩行時の注意

道路や建物の通路などが凍結して、大変滑りやすくなりますので季節に合った靴を選ぶことが大切です。冰雪には「防寒長靴」が一番良いのですが、それ以外でも靴の裏にしっかりした「滑り止め」や「深い溝」のあるものを選びましょう。

また、上着やズボンのポケットに手を入れての歩行は、滑って転んだ際に骨折を引き起こす要因となります。十分注意が必要です。

大学構内・駐車場も大変滑りやすくなりますので、十分注意してください。万が一、歩行中に転倒して骨折・捻挫などの傷害を負ったとしても、大学はその責任を負えません。

■スタッドレスタイヤへの交換について

11月上旬～5月上旬に車を運転する時は、タイヤを「スタッドレスタイヤ」に付け替えなければなりません。また、それと同時に冬用ワイパーへの取り替えも必要です。

■冬道運転時の注意

自動車で雪の路面やアイスバーンを走行中に急停止する場合は、夏場の4～8倍もの制動距離が必要になります。雪道での走行は十分な車間距離を保ちましょう。特に下り坂やカーブでは注意が必要です。とにかく冬季は「スピードを落とす」「車間距離をとる」ことが事故防止への一番の近道です。また、自動車学校等では「冬道運転講習会」が開催されていますので、十分な準備をしてから車の運転をしましょう。

暴風雪から身を守る

近年、北海道では急速に発達する低気圧の影響により、雪を伴う暴風、猛吹雪により停電や遭難といった暴風雪災害が多く発生しています。暴風雪による「ホワイトアウト」という言葉を、一度は耳にしたことがあるのではないかと思います。危険は身のまわりに潜んでいます。正しい知識と準備があれば未然に防ぐことができます。暴風雪による被害に遭わないために日常から暴風雪に備えましょう。

○暴風雪が発生しやすいときとは

発達した低気圧の通過や強い冬型の気圧配置の時に暴風雪が発生することが多く、天気図では等圧線の間隔が狭くなっています。また、低気圧の移動速度が速い場合や地形が急に開けた場所等では、風の強さや見通しが急激に変化するのも特徴です。

○暴風雪による被害の特徴

・吹きだまり

車の運転が大変危険になり、積雪が20cm程度でも発進できなくなる場合があります。住宅では、FF式暖房機等の給排気口がふさがれると、一酸化炭素中毒を起こす危険性があります。また、玄関が雪でふさがれて開かなくなることがあります。

・暴風や視界不良による歩行困難

強い風でまっすぐに歩くことが困難になります。また、雪で数メートル先も見えなくなり、方向感覚を失って自分の位置が分からなくなります。さらに、車からは視界不良により歩行者が見えにくくなるため、歩行するのも危険になります。体温が奪われて、低体温症になる恐れがあります。

・停電

電線着雪や強風、飛散物などにより電線が切れるなどして、停電が発生し、照明や暖房が使えなくなることがあります。天気が回復するまで復旧作業が行えず、停電が長期化することがあります。

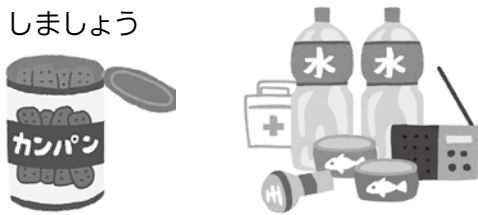
○暴風雪による被害に遭わないために

- ・暴風雪による被害は、晴天から悪天へと天気が急変した時に多く発生しています。
- ・テレビやラジオなどで悪天が予想されることを知ったときは、今の天気が良くても油断することなく、最新の気象情報や道路情報などを事前に十分確認しましょう。
- ・暴風雪が予想されているときは、無理をせずに外出は避けましょう。
- ・暴風雪時は大学が休講になる事があります。登校前に学生ポータルで各キャンパスからのお知らせを確認しましょう。

○日常から暴風雪に備える

家の中で安全に過ごすために

- ・ 気象情報に注意して、暴風雪が予想されているときは外出を避けましょう
- ・ 停電に備えて、懐中電灯、携帯ラジオ、防寒具、ポータブルストーブや灯油、非常食、飲料水などを準備しておきましょう
- ・ FF式暖房機等を使用している場合は、給排気口が雪でふさがれないように注意しましょう



止むを得ず車で外出するときは

- ・ 天気の急変などにより車が立ち往生することを想定して、防寒着、長靴、手袋、スコップ、けん引ロープなどを車に準備するとともに、十分に燃料があるか確認しましょう



⚠️ もしも暴風雪に遭ってしまったら

○歩行中や屋外で作業中のとき

- ・ 商店やコンビニ等建物の中の安全な場所に移動し天気の回復を待つ
- ・ 歩行中は風で飛ばされてくる物に注意する
- ・ 重ね着や肌の露出を少なくし、体温が低下しないようにする

○家の中にいるとき

- ・ ストーブ等の給排気口がふさがれていないか確認する
- ・ 出入口を確保するため、吹きだまりの状況を見て除雪する

○車を運転しているとき

- ・ 最寄りの道の駅、コンビニなどで天気の回復を待つ
- ・ 気象情報や道路情報を確認する

～途中で立ち往生してしまったら～

- ・ ハザードランプを点滅、停止表示板を置く
- ・ JAF等のロードサービス、近くの商店や人家等に救助を求める
- ・ 避難できる場所や救助を求められる人家が近くにないときは、警察・消防に連絡して救助を求める

～車内で救助を待つときは～

- ・ 原則エンジン停止
- ・ 止むを得ずエンジンをかける場合は、一酸化炭素中毒に注意する

○気象情報や道路情報等を配信しているインターネットサイト

- ・気象庁（警報・注意報・気象情報・天気予報・気象レーダー）

→URL <http://www.jma.go.jp/>



- ・道路情報提供システム（国道通行止情報・道内主要峠画像）

→URL <https://www.road-info-prvs.mlit.go.jp/roadinfo/pc/>



- ・北の道ナビ（道路情報総合案内・吹雪の視界情報）

→URL <http://northern-road.jp/navi/>



- ・北海道防災ポータル（防災情報・避難情報・防災携帯メール配信）

→URL <http://www.bousai-hokkaido.jp/>



- ・網走市（緊急情報・災害情報）

→URL <http://www.city.abashiri.hokkaido.jp/005emergency/>



傷害補償

■ 学生教育研究災害傷害保険

学生が災害にあったときのために、保険料を本学が負担し、学生全員を被保険者とする学生教育研究災害傷害保険（学研災・学研賠）に加入しています。

【保険の対象となる事故の範囲】

- ①正課授業中に指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間の傷害事故
- ②入学式、オリエンテーション等の教育活動の一環としての各種学校行事参加中の傷害事故
- ③上記以外で学校施設内にいる間の傷害事故(大学が禁じた行為を行っている間は除く)
- ④課外活動中の傷害事故（大学で認めた団体での活動中）
- ⑤通学往復中の傷害事故（合理的な経路及び方法）
- ⑥学校施設等相互間の移動中（課外活動の目的場所への移動を含む）
- ⑦正課授業中に誤って他人に傷害を負わせてしまった場合
- ⑧収穫祭で食品を提供し、客が食中毒になった場合
- ⑨インターンシップ活動中に誤って施設、機器を破損してしまった場合
- ⑩通学中に誤って他人に傷害を負わせてしまった場合



学研災・学研賠
インターネット
サイト
QRコード

◆ 手続き方法

……事故発生後ただちに学生教務課又は保健室に届け出てください。

その後の手続きについては、担当者の指示に従ってください。

けがをしたら・・・??

大学では授業中や課外活動の補償の他に、学内で行われる様々なイベントでの事故障害などが対象の補償もあります。色々な形で、皆さんの学生生活中の事故についての補償がありますので、学内外で事故による障害を被った場合は、学生教務課に申し出て補償の対象になるかどうかを確認してください。

また、入学時に個人で加入した保険などがある場合は、各自で補償請求の手続きが必要となりますので注意してください。



スポーツ共済の加入について

農友会・同好会各団体に所属する学生は、大学が指定する『スポーツ共済』に毎年加入する事が必要です。『スポーツ共済』に加入していない学生の団体所属は大学として承認したものにはなりません。この共済では、活動中にケガをしたり事故に遭ったり、また、賠償責任を負った場合に一定の補償金が支払われます。また、掛け金の一部を大学では助成しています。

◇農友会・同好会に入部・入会したら…

上級生（代表者または会計等）から『スポーツ共済』の掛け金が徴収されます。団体によって、掛け金は異なりますが、所属する全ての団体で加入する義務があります。加入の手続きは、団体ごとにまとめて行っているのので、個人で申込書を書いたりする必要はありません。なお、「掛け金の徴収がされない」場合や、自分のスポーツ保険加入状況が不明という学生は学生教務課窓口で確認してください。

○加入区分・掛金・補償金額

区分	対象となる団体	掛金 (1人年額)	内訳 学生負担金 大学 助成金	傷害保険（補償金額）			賠償責任共済 その他
				死亡 後遺障害	入院 (1日あたり)	通院 (1日あたり)	
A	講演部、文芸部等の …文化活動、ボランティア活動を行う農友会および同好会	900円	450円 ----- 450円	死亡 2,000万円 後遺障害 3,000万円	4,000円	1,500円	・身体・財物 賠償合算 1事故5億円 (ただし身体賠償は1人1億円 ・その他 突然死見舞金 180万円
B	社交ダンス研究部、YOSAKOIソーラン部等のスポーツをする農友会および同好会（Eに該当するスポーツを除く）	1,900円	950円 ----- 950円				
C	剣道、弓道、卓球、テニス、バスケットボール、バレーボール、陸上競技、バドミントン、ゴルフ等の …比較的危険度の低いスポーツをする農友会および同好会	2,100円	1,050円 ----- 1,050円				
D	柔道、空手、拳法、合気道、スキー、アイスホッケー、ホッケー、硬式野球、ラグビー、サッカー、ウェイトリフティング、パラグライダー、スキューバダイビング等の …比較的危険度の高いスポーツをする農友会および同好会	4,300円	1,400円 ----- 2,900円				
E	アメリカンフットボール等の …危険度の高いスポーツをする農友会および同好会	11,000円	2,500円 ----- 8,500円				

注1）加入した団体の活動内容によって、区分が分かります（区分は、団体の代表者に連絡してあります）。

注2）区分Aの文化団体に関しては、スポーツをしない団体となりますので、スポーツをしてのケガ等については保険が適用されません。

例えば…

カーリング部
乳製品研究会
馬術同好会

の3団体に所属している学生は、それぞれの団体でスポーツ共済に加入しなくてはならない。

所 属 団 体	区分	掛け金 (一人当たり)	大学助成金	学生負担金	計
カ ー リ ン グ 部	C	2,100円	1,050円	1,050円	2,450円
乳 製 品 研 究 会	A	900円	450円	450円	
馬 術 同 好 会	B	1,900円	950円	950円	

大学助成は全団体に受けることができます。

カーリング部1,050円＋乳製品研究会450円＋馬術同好会950円＝2,450円

よって、個人負担は2,450円となる。

◇共済加入後、活動中にケガをしたら…

学生教務課窓口で、手続きしてください。